

円滑な施工確保に向けた各種取組について

令和8年7月

企画部 技術管理課

1. 労務単価の見直しについて

ポイント

・ 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定

全 国

全 職 種 (25,834円) 令和7年3月比 ; + 4. 5 %
主 要 1 2 職 種 ※ (24,095円) 令和7年3月比 ; + 4. 2 %

主要12職種

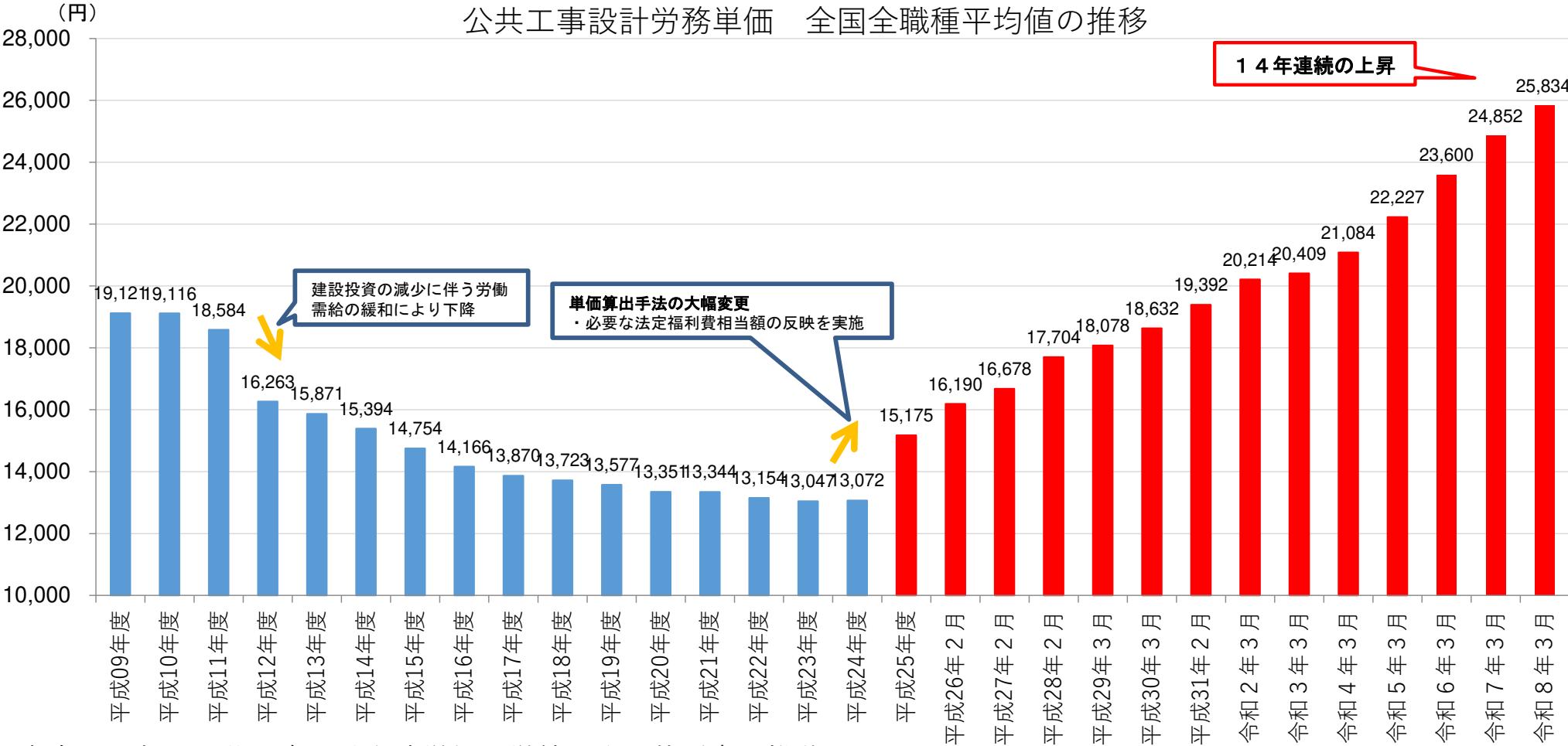
※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

職種	全国平均値	令和7年3月比	職種	全国平均値	令和7年3月比
特 殊 作 業 員	28,111円	+4.3%	運 転 手 （ 一 般 ）	25,275円	+2.9%
普 通 作 業 員	23,605円	+3.0%	型 わ く 工	31,671円	+5.0%
軽 作 業 員	18,605円	+2.9%	大 工	30,331円	+3.1%
と び 工	30,780円	+4.0%	左 官	30,508円	+4.1%
鉄 筋 工	31,267円	+4.6%	交 通 誘 導 警 備 員 A	18,911円	+5.8%
運 転 手 （ 特 殊 ）	29,442円	+4.8%	交 通 誘 導 警 備 員 B	16,749円	+6.7%

注）金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

2. 令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価について

○全国全職種の伸び率は昨年度に引き続き4%以上となり、単価の平均値は14年連続の上昇



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+4.5%	+94.1%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+4.2%	+93.4%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレ式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

第三次・担い手3法（令和6年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手3法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁 (労務費へのしわ寄せ防止)	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革 ・環境整備	●休日確保の促進 ●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ICT活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ICT指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における 対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（JV方式・労災保険加入）	（参考） ◇公共工事品質確保法等の改正 ・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ） ・誘導的手法（理念、責務規定） ◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正 ・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ） ・規制的手法など
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

(参考)直轄工事におけるスライド条項について

価格変動が...

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の 変動に対応する措置	特定の資材価格の 急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の 変動に対応する措置
請負額変更 の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残 工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと 併用の場合、全体スライド又はインフレ スライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小限度必要な利益まで 損なわないよう定められた「1%」を採用。 単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、 12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工 期内全ての特定資材が対象のため、再ス ライドの必要がない)	可能
	令和6年度 適用件数 【関東地整】	適用件数 2 件	適用件数 7 件	適用件数 127 件

- 国土交通省不動産・建設経済局長より、中東情勢の影響でエネルギーコストや原材料費が高騰し、企業の収益悪化が懸念されることから、取引価格を適切に反映した請負代金の設定や実態を踏まえた適切な工期の確保などの措置を講じるよう公共工事発注機関に対して要請
- 受注者の不安の解消に向けて、スライド条項の適切な運用等について、関東地方整備局では工事発注事務所及び受注者に対し説明会を実施。引き続き、受注者からの協議の申出等があった場合、適切に丁寧な対応を図る

「工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)」令和4年7月に改正された内容について、再度、事務所及び建設業団体(加盟各社)へWEB説明

単品スライド条項通知の改定概要について(R4.6.17付け課長通知)  国土交通省

説明会実施状況

4/23(木)10:30～11:30

工事発注事務所への
WEB説明会

約100名参加

4/28(火)13:30～14:30

建設業団体(加盟各社)への
WEB説明会

約660名、289団体参加

※参加できなかった方向けに
録画データを別途共有

《令和4年6月以前の運用ルール》

- 工事材料の価格増加分は、工事材料の「実際の購入価格」（受注者が提出）と「搬入した月、又は購入した翌月の物価資料の単価」を比較し、安い方の単価を用いて請負代金額を変更。



《令和4年6月以前の運用ルールに加えて追加する新たな運用ルール》

- ① 購入価格が適当と示す証明書類を提出した場合は、実際の購入価格の方が高くても、変更後の単価として用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ② 鋼橋上部工工事特有の商慣行により、「実際の購入価格」を示せない場合は、工場への搬入時期を証明できれば「工場へ搬入した月の物価資料の単価」を用いて請負代金額を変更することを可とする。
- ③ 年度毎に完済部分検査を行う複数年に跨がる維持工事の場合は、各年度末に単品スライド条項を適用することも可とする。

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

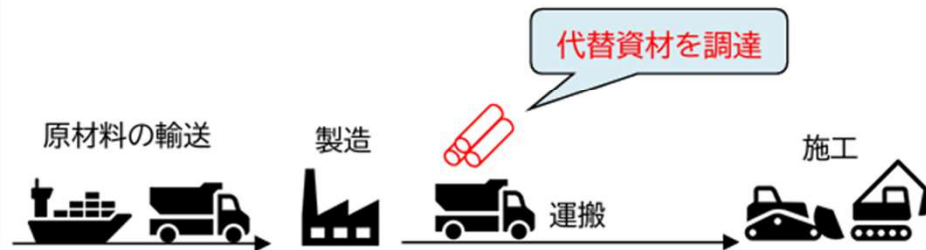
当初契約

工事実施地区での通常の流通価格により資材を調達



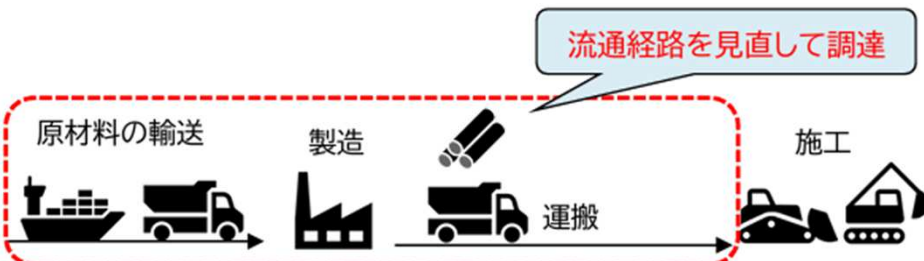
設計変更 (ケース①)

代替資材を調達
→ 代替資材で設計変更



設計変更 (ケース②)

設計図書どおりの資材を流通経路を見直して調達
→ 調達地区の価格(運搬費も考慮)で設計変更



設計変更 (ケース③)

設計図書どおりの資材を調達
(ただし、流通状況を踏まえた調達経費が反映された価格)
→ 実際の調達価格で設計変更



2. 建設業における働き方改革について

- 建設産業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。
- 関東地方整備局は、建設産業がその役割を持続的に果たし続けられるよう、2026年度は下記の4つの柱で、さまざまな施策を推進します。

01

受注機会の確保

- ① R7補正・R8当初予算による計画的な工事発注
- ② 入札・契約、総合評価の工夫
 - 【1】受注機会の確保
 - －直轄実績を持たない企業の新規参入促進《拡充》
 - －一括審査方式を積極実施
 - －航空レーザ測量における地域企業参加型JV評価の導入《新規 R8.8～》
 - 【2】適切な競争環境の確保
 - －技術者評価の対象となる工事成績の対象期間を4⇒8年に延長
 - －企業の工事成績の差異を適正に評価
 - －業務成績評点の評価区分の細分化《新規 R8.8～》
 - 【3】企業の技術者運用の柔軟化
 - －参加表明段階で配置予定技術者の提示を求めない方式
 - －女性技術者・若手技術者を活用しやすくする運用

02

担い手確保の
取り組み強化

- ① 多様な働き方の実現に向けた支援
- ② 安全管理推進技術者等認定制度
- ③ 建設業の魅力向上のための産官学連絡協議会活動
- ④ 学校関係者等に向けた現場見学機会の提供
- ⑤ 総合評価の工夫
 - －若手／女性技術者の活用に対する加点評価
 - －熟練技術者の活用に対する加点評価《新規 R8.8～》
 - －WLB認定企業の加点評価の実施

03

現場の環境改善
・効率化の推進

- ① 国と県・政令市の工事関係書類の統一化と工事書類スリム化の徹底
- ② 適切な設計変更の徹底（ガイドライン（総合版）の周知徹底）
- ③ 快適トイレの費用計上の拡充
- ④ 猛暑対策の強化
 - －猛暑期間を休工可能とする工事発注
 - －現場環境改善費における熱中症対策等への充当を強化
 - －猛暑対策の工夫を行う試行工事の実施（総合評価において猛暑対策の提案を評価）
- ⑤ i-Construction2.0の推進
 - －小規模工事へのICT施工の普及強化のための取組みパッケージの充実
 - －総合評価にICT施工StageⅡを追加《新規 R8.8～》

04 自治体等への第三次担い手三法の浸透

- ① 発注者協議会でのマネジメント強化
 - －取組推進のための指標設定（第三次・関東ブロック独自指標）
 - －「公共工事発注者の心得」の策定
 - －自治体の取組み好事例の水平展開

建設業における多様な働き方の実現に向けた支援

- 直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認。
- 他方、地域の実情や現場の状況等により、多様な働き方が求められている状況を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現を目指していく。

※直轄土木工事は「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」等による試行は完了とし、多様な働き方の実現を支援してまいります。

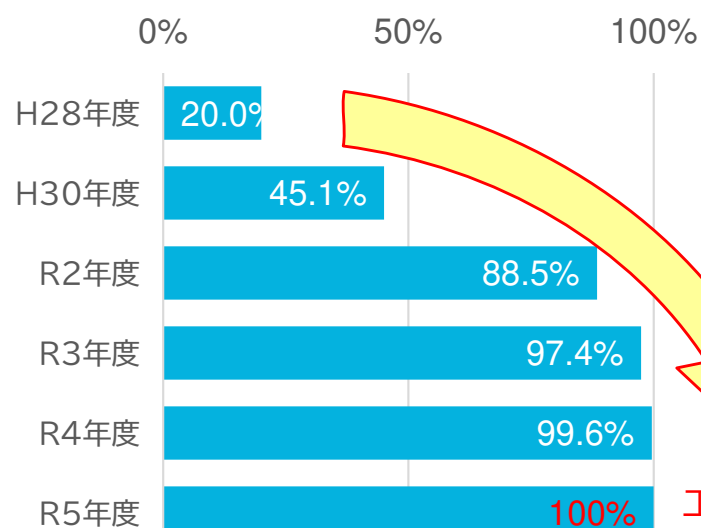
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

週休2日工事(工期全体)の実施率(直轄)



工期全体の
週休2日達成

R6～
月単位の週休2日制を推進
R7～
週単位の週休2日制を含む
多様な働き方を推進

月単位・週単位の週休2日が
達成できることを確認

週休2日としての働き方

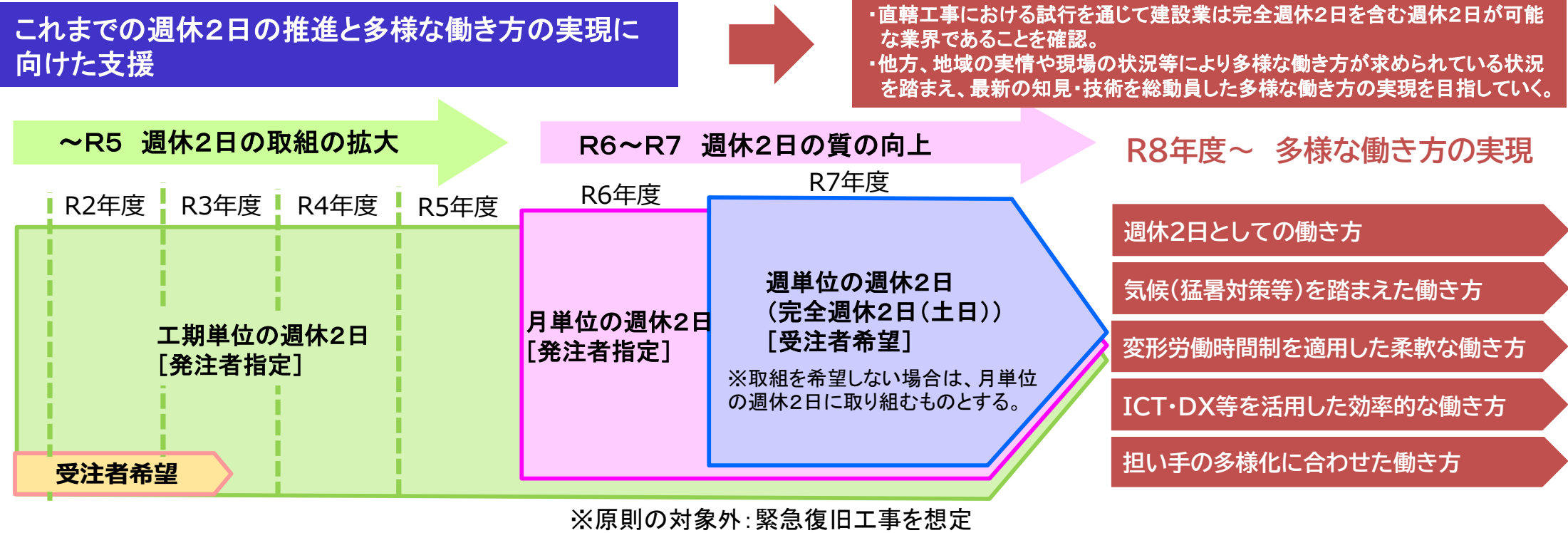
気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

2. ①これまでの週休2日の推進と多様な働き方の実現に向けた支援



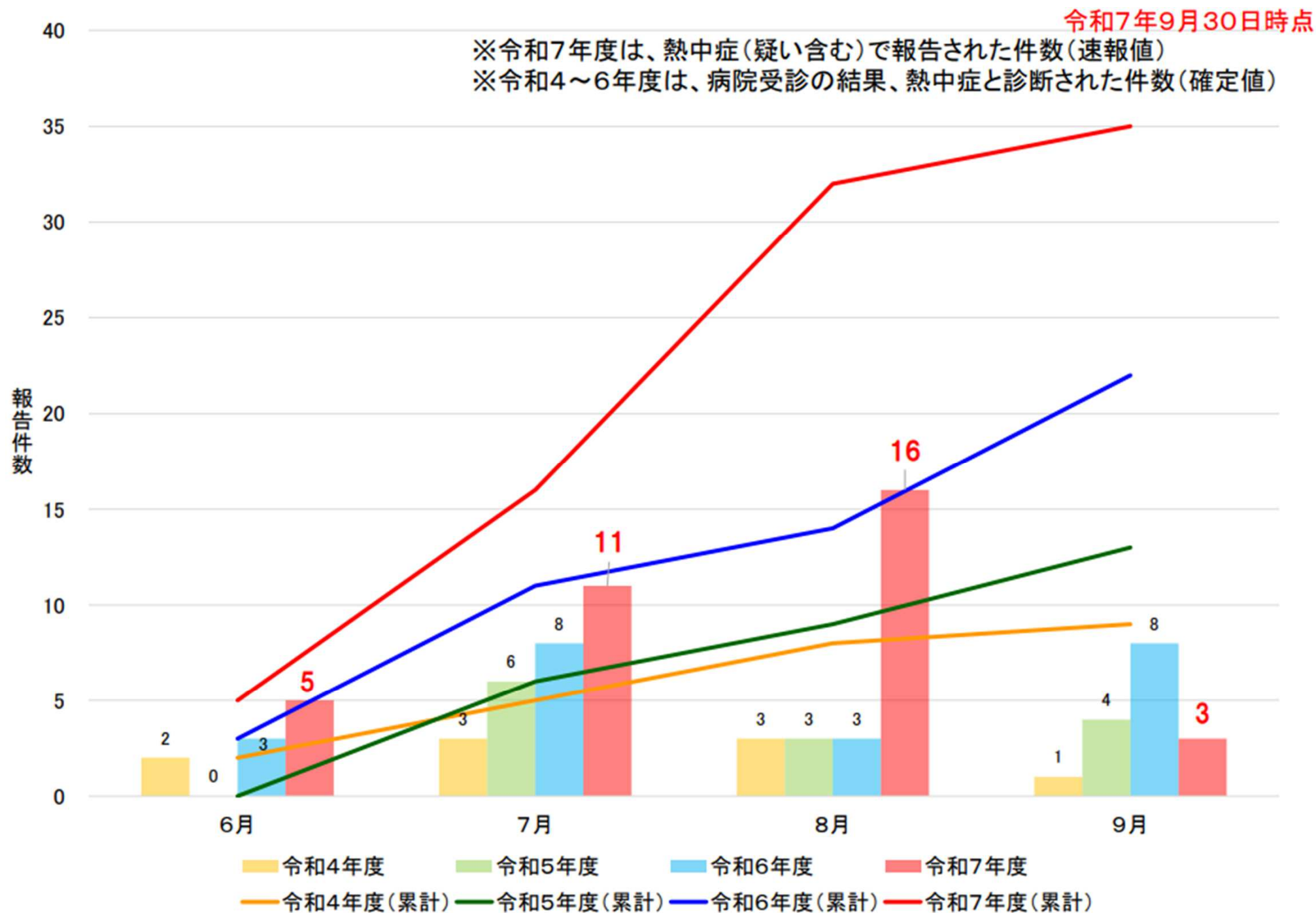
R7年度の週休2日補正係数（現場閉所）

工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03

➡ R8年度は週休2日制適用工事の試行完了に伴い補正係数は廃止

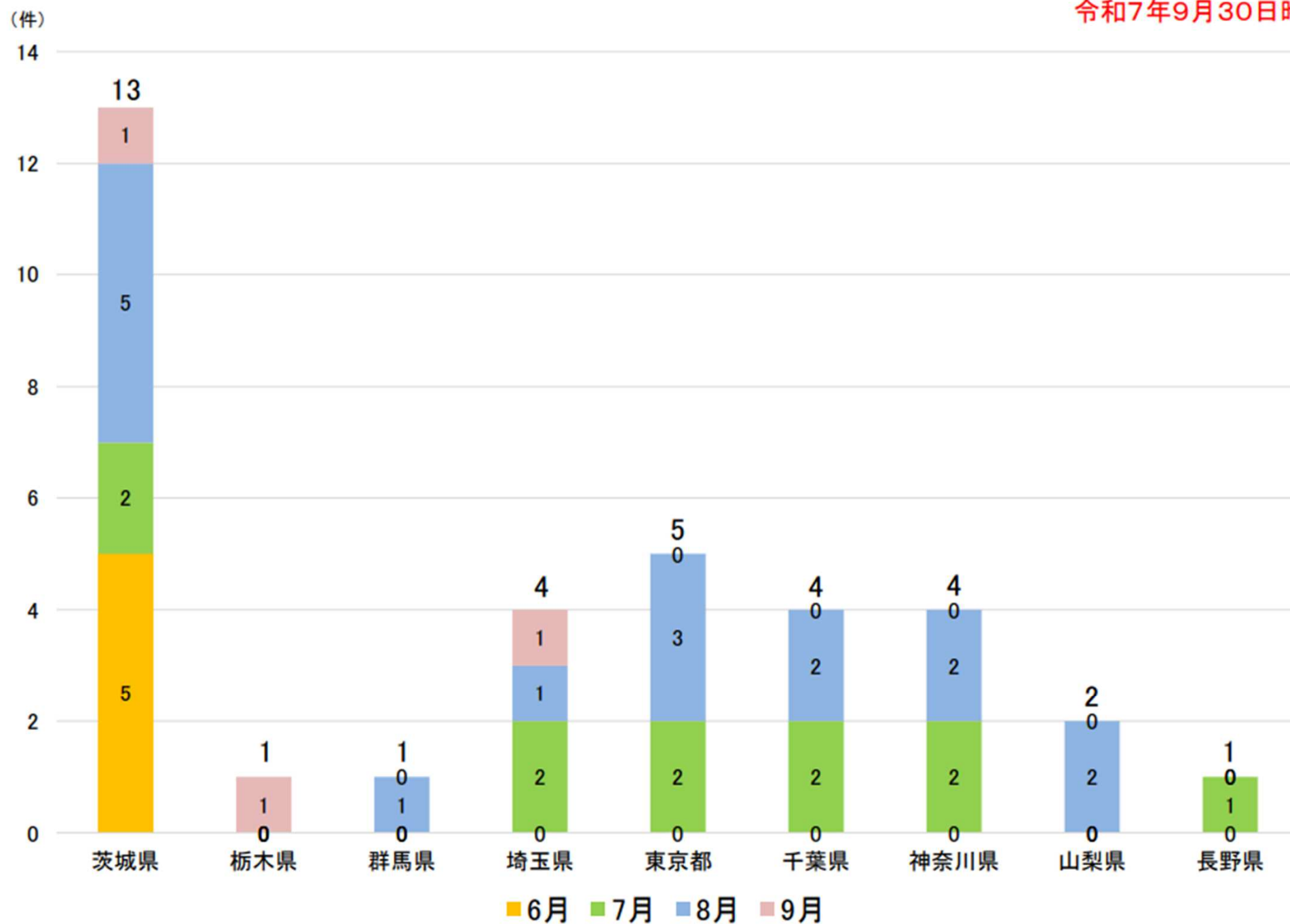
週休2日に係る工事成績評点（現場閉所）

R6年度	R7年度	R8年度
加点:土日を休日とする週休2日を実施した場合は加点 減点:明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点:なし 減点:明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については減点	加点・減点なし (週休2日制適用工事の試行完了)



【参考】都県別 関東管内の工事等における熱中症発生状況(R7)

令和7年9月30日時点



建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書の作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

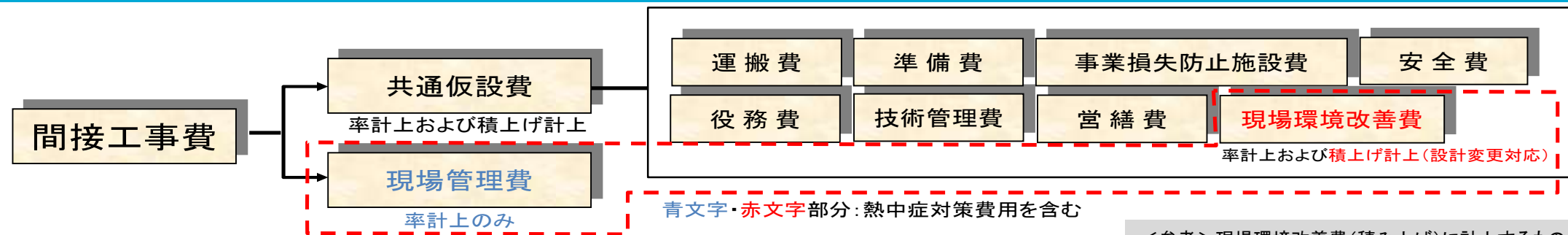
- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

【取組事例】R7熊谷国道出張所管内舗装修繕他工事(大宮国道事務所)

特記仕様書(抜粋)

Figure 1: Cross-section of a road surface. The diagram shows a cross-section of a road with a central vertical line. On the left side, there is a section labeled 'As 舗装' (Asphalt pavement) with a width of '100' and a depth of '100'. On the right side, there is a section labeled 'As 舗装' (Asphalt pavement) with a width of '100' and a depth of '100'. Below the asphalt, there is a layer labeled '土層' (Soil layer) with a width of '100' and a depth of '100'. The total width of the road is '200'.

16



<参考> 現場管理費(率計上)に含むもの

労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、建設業退職金共済契約に係る掛金、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、外注経費、工事登録等費用、動力・用水光熱費、公共事業労務費調査費用、雑費

<参考> 現場環境改善費(積み上げ)に計上するもの

- ・熱中症対策・防寒対策に関する費用
- ・巨額となるなど現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものの費用

現場管理費における熱中症対策費用(率計上)

【対象費用】

令和元年度～

主に作業員個人に対する熱中症対策費用

(例: 塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等)

【計上方法】

現場管理費の率計上(真夏日の日数に応じて補正(※1))

※1: 現場管理費 = 対象純工事費 × ((現場管理費率 × 地域補正係数) + 熱中症対策に資する現場管理費の補正)

熱中症対策に資する現場管理費の補正
= 真夏日率 × 1.2 (真夏日補正係数)

真夏日率 = 基準日(※2)から工期末までの真夏日(※3) ÷ 工(※4)

※2: 受発注者協議により定める(工事着手日を基本とする)

※3: 日最高気温が30度(℃)以上、またはWBGTが日最高25度(℃)以上の日(休工日は含まない)

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度(℃)以上、またはWBGTが25度(℃)以上の日とする。

※4: 工事着手日から工事完成日までの期間(休工日も含む)

ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上(設計変更対応))

【対象費用】

令和7年度～(令和8年度～ 拡充)

主に現場の施設や設備による避暑熱中症対策(・防寒対策)費用

(例: 遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等)

【計上方法】

対策の妥当性(※5)を確認の上、現場環境改善費の積み上げ計上(※6)

※5: 対策の妥当性とは、定量的な冷却効果の評価ではなく、過度に高価な製品や過剰な数量とならないよう配慮することを指すものであり、見積書にて確認する(請求書や領収書までは求めない)。

※6: 令和8年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上額の100%を上限に設計変更にて積み上げ計上
令和7年4月1日以降に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上額の50%を上限に設計変更にて積み上げ計上
令和7年3月31日以前に入札書提出期限日が設定されている工事は、率計上(安全関係・避暑(熱中症予防)・防寒対策を含む)

<留意事項>

積み上げ計上にあたっては、共通仮設費に含まれる安全費や営繕費、現場管理費に計上される現場労働者に係る費用と重複がないことを確認すること。

現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot Pi^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot Pi^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

【例示】現場環境改善費における熱中症対策費用(積み上げ計上)

②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上<令和7年度基準より>

・現場環境改善に要する費用として、現場環境改善費（率）の50%を上限に積み上げ計上。（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

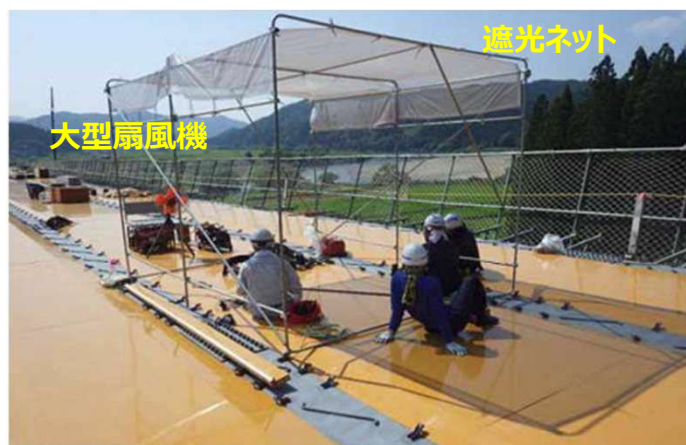
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

※R8基準より100%を上限

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
（車内にクーラーや温冷庫を設置）

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



【例示】現場管理費における熱中症対策費用（率計上）

○工事積算における熱中症対策に関する対応としては、①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行、②現場環境改善費による熱中症対策・防寒対策の積み上げ計上があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

①熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行＜H31年度より試行＞

・工事現場の安全（熱中症）対策に要する費用として計上。

主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
（平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課）

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



- 働き方改革等推進の観点が求められる中、関係団体への意見照会も実施し、「土木工事電子書類スリム化ガイド(初版)」を令和3年9月に作成。
- 現在、2024問題を見据えた働き方改革の更なる推進が必要であることから更新。

取組の目的

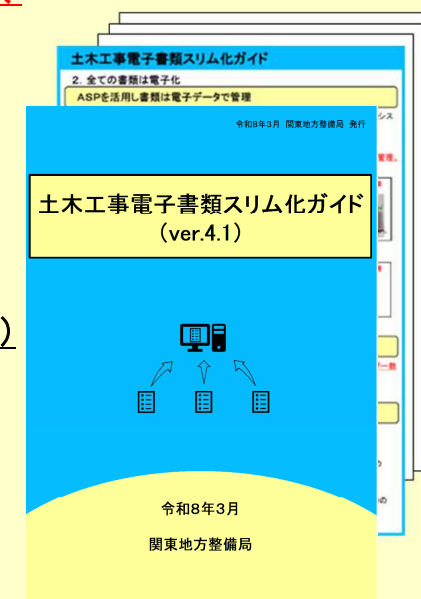
- ・工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)を図るとともに、受発注者間で作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることが目的。

スリム化ガイドのポイント

- ✓ 工事着手前の設計審査会において、発注者から受注者へスリム化ガイドの説明を実施する。
- ✓ スリム化ガイド等に反する指摘等を受けた場合は、スリム化ガイドを発注者等へ提示し共通認識を得る。
- ✓ 設計審査会(工事着手前)の開催、設計図書修正(構造計算を伴うものや大幅な修正)に係る費用計上や、改善要望が多かった「ワンデーレスポンス」、「設計図書の照査」、「施工体制台帳」「工事打合せ簿」「ウィークリースタンス」等についても、引き続き周知徹底を図ります。
- ✓ コリンズ(CORINS)登録・・・「登録内容確認システム」の活用による運用方法の見直し。
- ✓ 週間工程表・・・工場製作中などで現場作業が無い場合は作成不要とする旨を追記。
- ✓ 産業廃棄物管理表(マニフェスト)・・・マニフェストは電子マニフェストでも可であることを明記。

■最新の主な更新内容(R3作成以降、関係業団体との意見交換や受注者へのアンケート等実施し4回改訂)

- ✓ 施工体制台帳①・・・施工体制台帳に添付を必要とする書類で、雇用関係を証明できる資料名を修正。
- ✓ 施工体制台帳③・・・施工体系図の様式例を追記。



※「土木工事電子書類スリム化ガイド」、「土木工事電子書類作成マニュアル」は関東地方整備局ホームページに掲載しています。
ホームページアドレス <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

3. ①国と県・政令市の工事関係書類の統一と工事書類スリム化の徹底

■国と県・政令市の工事関係書類の統一化

- 関東の14機関（1都8県5政令市）のうち11県市は、書類の記載内容を統一。（下記表は統一の状況）
- 残り3都県市についても、引き続き地域の実情等を考慮のうえ同様に取り組んでまいります。

令和7年度における「工事関係書類の統一化」の対象書類について

R8. 3. 31時点

様式番号	書類名称等	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	山梨県	長野県	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市
様式-1	現場代理人等通知書、経歴書、現場代理人等通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
様式-2	請負代金内訳書	—	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-3	工程表、変更工程表	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-4	建設業退職金共済制度の掛金収納書	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○
様式-5	請求書（前払金、中間前払金、指定部分完済払金、部分払金、完成代金） 請求内訳書（部分払、国際部分払、指定部分払）	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-6	V E 提案書（契約後VE時）	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
様式-7	品質証明員通知書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-9	工事打合せ簿（指示、協議、承諾、提出、報告、通知）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-10	材料確認書	—	—	○	—	○	—	—	—	○	○	△
様式-11	段階確認書	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-12	確認・立会依頼書	○	○	—	—	○	—	○	○	○	—	○
様式-13	工事事故速報	—	—	○	—	○	○	○	—	△	—	—
様式-14	工事履行報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-15	認定請求書	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	○
様式-16	指定部分完成通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-17	指定部分引渡書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	—
様式-18	工事出来高内訳書	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—
様式-19	請負工事既済部分検査請求書	△	○	○	○	○	○	△	○	△	○	△
様式-21	修補完了届	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—
様式-22	部分使用承諾書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-23	工期延期届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-24	支給品受領書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-25	支給品精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
様式-26	建設機械使用実績報告書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-27	建設機械借用・返納書	—	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—
様式-28	現場発生品調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○
様式-29	完成通知書	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
様式-30	引渡書	△	○	○	○	○	○	—	○	△	△	△
様式-31	出来形管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-32	品質管理図表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式-33	品質証明書	—	○	—	—	○	○	○	○	△	—	—
様式-34	創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
		76%	100%	100%	100%	100%	100%	90%	97%	73%	71%	79%

【凡例】

○：統一化済み
△：統一化に向け引き続き調整
—：自治体では作成義務無し

■：統一化100%の自治体
□：統一化100%未満の自治体

3. 施工効率の向上に向けた取組について

施工効率の向上

工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するための取組を整備
受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施

三者会議

施工者

「三者会議」

現場条件の把握
設計思想の把握
新技術の提案等

発注者

設計者

課題を早期に把握し
円滑な工事着手や手戻りの防止

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等について
その日のうちに回答

発注者

受注者

適切な工程管理が可能となり
現場の生産性が向上

ウィークリースタンス

発注者

受注者

- ・依頼日、時間及び期限に関する取組
- ・会議、打合せに関する取組
- ・業務時間外の連絡に関する取組

土日・深夜勤務等を抑制して
現場環境を改善

設計審査会

発注者

受注者
(施工者)

「設計審査会」

- ・工事工程のクリティカルパスの共有
- ・受発注者間の役割分担の明確化
- ・設計変更の妥当性の審議

設計変更の透明性を図り
円滑な変更手続

受注者の立場に立った取り組みとするため、特記仕様書に明示し契約内容の一部として実施

構造物を主体とする工事などを中心に実施。また、当初対象にしていなくても、施工中に現場条件が大きく変化した場合や受注者からの申し出による開催も可。

原則、全ての工事・業務が対象

原則、全ての工事・業務が対象

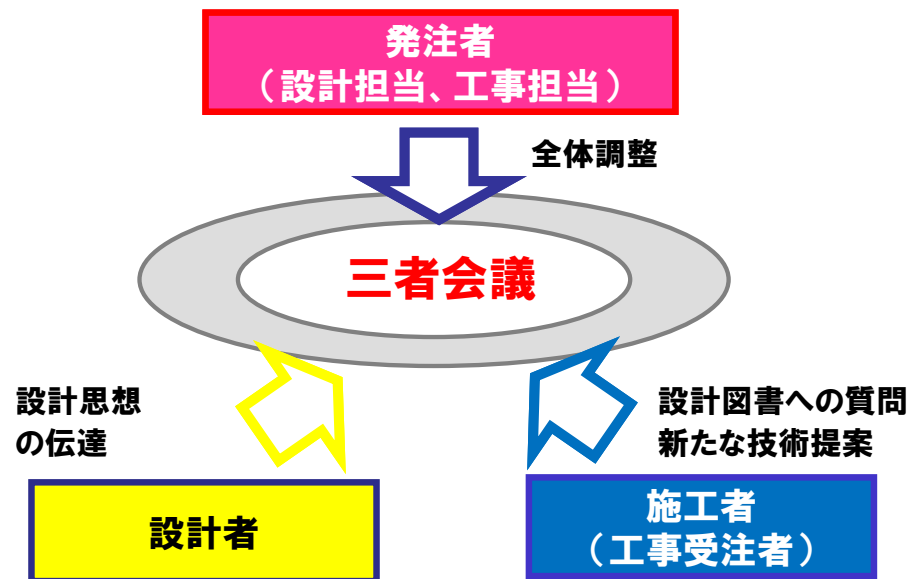
原則、全ての工事が対象
(簡易な工事は除く)

設計・施工技術連絡会議(三者会議)

・三者会議とは、

工事目的物の品質確保を目的として、施工段階において、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(工事受注者)による『三者会議』を実施し、設計思想の伝達及び情報共有を図る取組

三者会議の概要



【検討例】

- ・設計の考え方、設計思想の説明(設計者)
- ・照査結果の報告、新技術の提案(施工者)
- ・関係機関との調整状況(発注者)

《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事:

- ① 工期が6ヶ月以上で、構造物を主体とする工事
- ② 施工上の情報共有や意見交換等が必要な工事等、三者会議の導入効果が高いと判断される工事。

- ・発注者から事業目的及び協議調整状況や現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達を行う。
- ・設計者から設計業務の成果品により設計思想・条件等の伝達を行う。
- ・施工者から設計図書の照査を踏まえた現場条件又は施工上の課題、設計照査結果や仮設計画等に関すること、及び新技術の提案等の説明を行う。
- ・対象工事以外で施工者が三者会議の開催を発議する場合、「総括監督員」に書面で要請(協議)するものとする。
- ・現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

効果

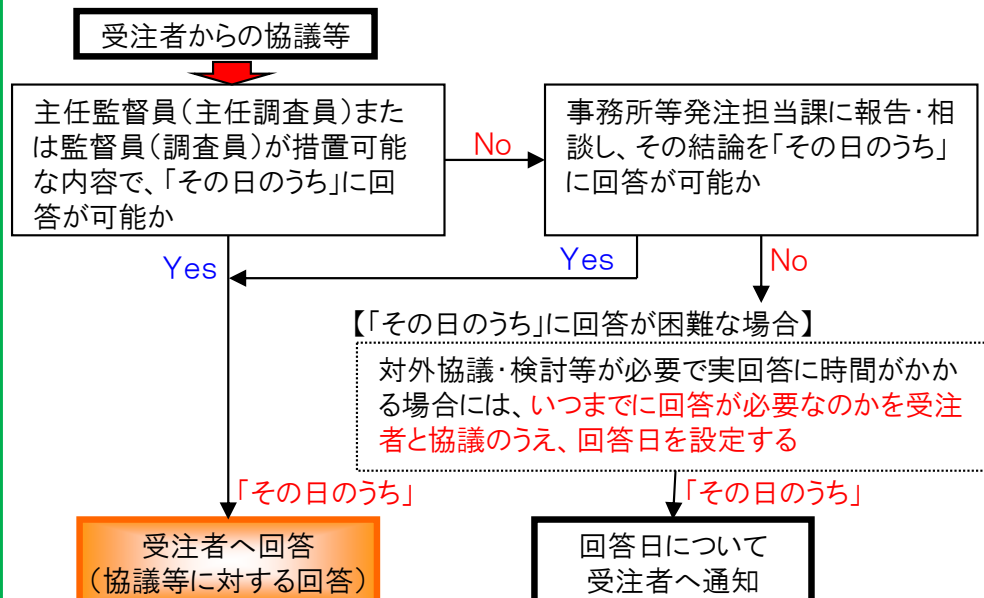
- ◆公共工事の品質確保
- ◆円滑な事業執行

- ・ワンデーレスポンスとは、
受注者からの協議等に対して、「その日のうち」に回答、または、回答日を協議の上、決定することにより、工事現場や業務実施過程において発生する諸問題を迅速に対応する取組

ワンデーレスポンスの概要



○ワンデーレスポンスフロー



《関東地方整備局での取り組み》

○対象：全ての工事および業務

- ・主任監督（調査）員または監督（調査）員は、受注者から協議等があり、措置可能なものは、「その日のうち」に回答する。
- ・「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、閉庁日を除く。
- ・発注者は、「その日のうち」に回答が困難な場合（対外協議、現地調査、構造計算が必要なものなど）は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、受注者に「回答日」を通知する。
- ・通知した「回答日」を超過することが明らかになった場合は、発注者は、再度受注者と回答期限について協議し、新たな「回答日」を通知する。
- ・回答及び回答日の通知は、原則、書面により行うものとする。

効果

- ◆問題解決の迅速化
- ◆適切な工程管理

- ・ウィークリースタンスとは、
土日・深夜勤務等を抑制するための取組を設定し、現場（業務）環境の改善を行う取組

ウィークリースタンスの目的

2024年度より建設現場においても、時間外労働の上限規制が適用されたことを踏まえ、全ての工事及び業務で現場環境の改善を実施し、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的とする。



《関東地方整備局での取り組み》

○対象：全ての工事および業務

土日・深夜勤務等を抑制するため、以下の取組を設定し、現場環境の改善を行う。

- ①依頼日・時間及び期限に関すること
 - ・休日・ノー残業デーの業務時間外に作業しなければならない期限を設定しない。
- ②会議・打合せに関すること
 - ・業務時間外に掛かるおそれのある打合せ開始時間の設定をしない（具体的な時間を設定）
 - ・打合せはWEB会議等の活用にも努めること。
- ③業務時間外の連絡に関すること
 - ・業務時間外の連絡を行わない。（ASP・メール含む。）
 - ・受発注者間でノー残業デーを情報共有すること。

効果

- ◆時間外労働等の抑制
- ◆円滑な工事（業務）執行と品質確保

設計審査会（令和3年10月から運用）

・設計審査会とは、

発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前に工事工程の共有・照合及び協議資料作成等の役割分担を明確にし、設計変更手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化のため、設計変更する内容の妥当性及び工事中止等の協議・審議等を行う取組

設計審査会の概要

受注者

・現場代理人
・監理技術者等

発注者

・(技)副所長
・工務課長
・主任監督員等



設計審査会



・工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックの実施
・協議資料作成等の役割分担の明確化
・設計変更の妥当性審議(設計変更ガイドライン活用)
・設計変更手続きに伴う工事中止の判断等

設計変更、先行施工承認に反映

【検討例】

・用地取得難航による施工方法の変更協議
・地下水位の変更に伴う土留め工法の変更
・天災等に伴う工事中止の判断及び中止に伴う増加費用の協議

《関東地方整備局での取り組み》

○対象工事：原則、全ての工事
(簡易な工事等は除く)

- ・現場着手前に、工事工程のクリティカルパスの共有及びクロスチェックを実施し、併せて協議資料作成等の役割分担を明確にする。
- ・設計変更の妥当性(可・否)の審議及び設計変更手続きに伴う工事中止等の判断について、審査を行う。
- ・発注者、受注者のいずれかの発議により、適時開催する。
- ・受注者が審査会の開催を発議する場合、「総括監督員」に文書で要請(協議)する。
- ・審査会の結果は、会議の場で議事録を作成、サインし、受・発注者双方が議事録を保持する。

効果

- ◆ 変更手続きの透明性、公平性の確保
- ◆ 迅速、円滑な変更手続き

適切な設計変更のさらなる徹底(ガイドライン(総合版)の改定)

- R 6 品確法の改正を機に、**工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)をリニューアル**(R7.3)
 - 本ガイドラインは関東地方整備局HPに掲載し、関係業団体、受発注者等に対し、本ガイドラインに留意するよう周知徹底を図る
- (掲載箇所) <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000206.html>

■主な改定内容

- ① R 6 改正品確法を踏まえた見直し
 - ・設計変更ガイドラインの位置付けを明確化
 - ・適切な設計変更の必要性を明記
- ② 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイントを明記
 - ・設計変更の定義を明記
 - ・押さえておくべきポイントを明確化
- ③ 「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」の見直し
 - ・「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について(令和2年2月13日付通知)」の内容を踏まえ見直し
 - ・「工事一時中止に伴う増加費用の取扱いについて」を廃止し、「工事一時中止等に係るガイドライン(案)」に反映
- ④ 「受発注者間のコミュニケーション」の見直し
 - ・「工事現場環境改善(ウィークリースタンス)」を追加

土木工事における
**工事請負契約における
設計変更ガイドライン(総合版)**

設計変更手続きの明確化

令和元年9月
国土交通省 関東地方整備局

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

土木工事では、事前に設計された図面に基づいて施工が行われる。設計変更が生じた場合は、設計変更の手続きを踏んで実施される必要がある。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者側
設計変更が生じた場合、発注者は、設計変更の必要性を確認し、設計変更の手続きを踏んで実施される必要がある。

受注者側
設計変更が生じた場合、受注者は、設計変更の必要性を確認し、設計変更の手続きを踏んで実施される必要がある。

令和7年3月に
リニューアル

令和7年3月 関東地方整備局 発行

**工事請負契約における
設計変更ガイドライン(総合版)**

はじめに

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」は、品確法の運用指針に規定される「設計変更が可能になる場合の例等」についてより具体的な指針に位置付けており、設計変更手続等の円滑な実施にあたっては、これを十分に活用すること。

また、契約の事項として扱うこととし、特記仕様書への旨を記載すること。

運用指針は「設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例等についてより具体的な指針の策定に努め、これを活用すること。」と規定されている。

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」は、この運用指針に位置付けており、設計変更手続の円滑な実施に活用することとする。

運用指針【品確法第24条】「発注者による設計変更(第13条第2項)」

第13条(発注者による設計変更の円滑な実施)等

【発注者による設計変更の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の取扱い、工事一時中止等に伴う増加費用の取扱い等についてより具体的な指針の策定に努め、これを活用することとする。】

特記仕様書記載例

第〇条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第20条及び共通仕様書第10条から第11条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(令和7年3月)によることとする。

令和7年3月
関東地方整備局

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」は、品確法の運用指針に規定される「設計変更が可能になる場合の例等」についてより具体的な指針に位置付けており、設計変更手続等の円滑な実施にあたっては、これを十分に活用すること。

また、契約の事項として扱うこととし、特記仕様書への旨を記載すること。

運用指針は「設計変更手続の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例等についてより具体的な指針の策定に努め、これを活用すること。」と規定されている。

「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」は、この運用指針に位置付けており、設計変更手続の円滑な実施に活用することとする。

運用指針【品確法第24条】「発注者による設計変更(第13条第2項)」

第13条(発注者による設計変更の円滑な実施)等

【発注者による設計変更の円滑な実施を目的として、設計変更が可能になる場合の例、手続の取扱い、工事一時中止等に伴う増加費用の取扱い等についてより具体的な指針の策定に努め、これを活用することとする。】

特記仕様書記載例

第〇条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第20条及び共通仕様書第10条から第11条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(令和7年3月)によることとする。

『設計変更ガイドライン』について

- ・品確法の基本理念に則り、公共工事の品質が確保されるよう、適切な設計変更に努める
- ・受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように共通認識を持つ必要がある

令和7年
3月改定

ガイドライン(総合版)の概要

I 設計変更ガイドライン

1. 設計変更ガイドライン策定の背景・目的
2. 適切な設計変更にあたり、押さえておくべきポイント
3. 設計変更が不可能なケース
4. 設計変更が可能なケース
5. 設計変更手続きフロー
6. 設計変更に関わる資料の作成
7. 条件明示について
8. 指定・任意の使い分け

II 工事一時中止等に係るガイドライン(案)

1. 工事一時中止等に係るガイドライン策定(案)策定の背景・目的
2. 工事の一時中止に係る基本フロー
3. 発注者の中止指示義務
4. 工事を中止すべき場合
5. 中止の指示・通知
6. 基本計画書の作成
7. 工期短縮計画書の作成
8. 請負代金額又は工期の変更
9. 増加費用の考え方

III 設計照査ガイドライン

1. 「設計図書の照査」の基本的考え方
2. 設計図書の照査項目及び内容
3. 照査項目チェックリスト

IV 設計変更事例(主な事例)

1. 工事目的物の形状・寸法や仕様の変更
2. 工事目的物の追加
3. 施工数量の増減
4. 施工方法の変更
5. 設計変更手続きフロー
6. 設計変更に関わる資料の作成

V 受発注者間のコミュニケーション

VI 参考資料

効果

- ◆適正な利潤、適切な工期の確保
- ◆生産性・品質の向上
- ◆様々な解決策をひとつにまとめる

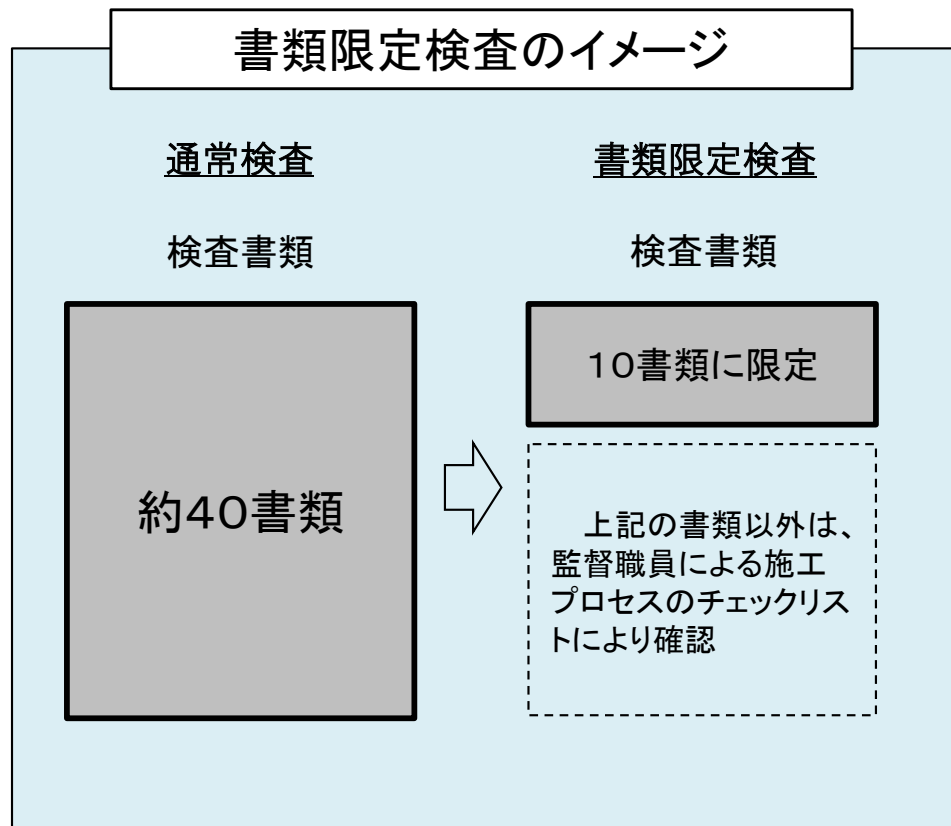
書類限定検査の実施の標準化

【目的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。「検査書類限定型工事」として実施しているところであるが、これまでの実施の結果を踏まえ、より一層の検査の効率化を図るため、「**書類限定検査の実施を標準**」とすることとされた。

(関東地方整備局では令和3年度より原則実施)

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象



【対象工事】

全ての工事(港湾、空港、官庁営繕工事を除く)について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真

〈 関東地方整備局の遠隔臨場の実施方針 〉

○令和2年度より試行に取り組んでおり、令和3年度は514工事で試行を実施し、移動時間や、立会に伴う待ち時間の短縮等の効果を確認
⇒令和4年6月から本実施に移行

○全ての工事を対象とするが、規模の小さい工事は工事内容を踏まえて判断

- ・工事発注規模1億円以上の工事は、原則、「発注者指定型」により全て実施
 - ・工事発注規模1億円未満の工事は、立会頻度が多いなど遠隔臨場の効果が期待出来る工事を、「発注者指定型」により実施
- なお、契約後に受注者へ意向を確認し協議の上、「発注者指定型」より実施も可能

※発注者指定型：実施にかかる必要な費用の全額を発注者が負担する方式

〈 遠隔臨場の効果 〉

- ・監督職員は、職場の自席や在宅勤務でも立会いが実施可能となった
- ・施工者は、待ち時間等がなくなり効率的に立会いが実施可能となった
- ・立会以外以外の現場状況の説明等にもリモートで実施可能となった



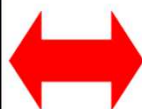
受発注者ともに
人との接触機会が軽減され、働き方改革にも寄与

現場での受注者による撮影状況



ウェアラブルカメラ
により撮影

リモート（遠隔）
で監督を実施



執務室での監督職員による確認状況



リアルタイムで映像を確認

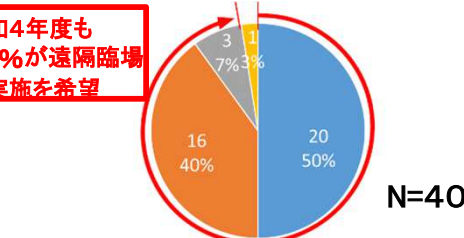
▲ 令和4年2月17日 久慈川緊急治水対策河川事務所工事
(久慈川緊急治水対策河川事務所は、発注した全工事で遠隔臨場を試行)

令和3年度 受注者アンケート結果 (10月実施)

〈アンケート対象〉 令和2年度から令和3年9月までに完成した80工事
(うち回答40工事(回答率50%) WEB方式)

令和4年度の遠隔臨場の実施の希望

令和4年度も
97%が遠隔臨場の
実施を希望



- 費用を発注者が全額負担するのであれば、継続を希望
- 費用の一部を受注者が負担するとしても、継続を希望
- 費用を受注者が全額負担するとしても、継続を希望
- 遠隔臨場を希望しない

遠隔臨場の効果を実感した項目 (複数回答可)

- ・ 時間に関する効率化(監督職員等の待ち時間の削減等) 29件
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策 28件

〈 遠隔臨場による工事検査に関する実施要領 〉

令和5年度における中間技術検査など各種検査における遠隔臨場の適用可能性の試行結果を踏まえ、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』、及び『遠隔臨場による工事検査に関する監督・検査実施要領(案)』が策定される。

対面書類検査や現場実地検査 ⇒ 遠隔臨場による工事検査(適応性を踏まえ従来通り対面検査も可)

令和6年12月には、関東地方整備局のHPに、建設現場における遠隔臨場 取組事例集(関東地方整備局版 第二版)を掲載

(7)-1 令和7年度 巡回現場会議 概要

＜実施目的＞

■巡回現場会議は、建設現場における施工の効率化、生産性の向上、担い手の確保・育成などを目的とした施策の実施状況の確認と課題を把握し、必要に応じ改善を図るため、工事発注や監督に直接関係しない本局の企画部職員が各事務所の建設現場等を巡回する取り組み（平成22年度から開始）

＜令和7年度の実施方法＞

■受注者との意見交換

時間外労働の実態と要因、設計図書の精度や工事書類の簡素化、設計変更の対応、監督職員の対応やガイドラインマニュアル等の改善点など、現場代理人等と率直な意見交換を行う。

■主任監督員、現場技術員との意見交換

土木工事電子書類スリム化ガイドや遠隔臨場、ワンデーレスポンスなどの運用状況や課題、所内間や受発注者間におけるコミュニケーションの状況などについて主任監督員と現場技術員と率直な意見交換を行う。

■令和7年度の実施状況

23事務所 25現場で実施

＜過去の実施件数＞

年度	事務所数	現場数
H22	27	46
H23	28	78
H24	27	65
H25	27	81
H26	28	84
H27	28	84
H28	29	87
H29	30	91
H30	30	89
R1	30	90
R2	4(15)※1	12(45)※1
R3	29(14)※2	87(42)※2
R4	12	16
R5	21	30
R6	21	24

※1 () アンケートのみ回収

※2 () うちWEB開催



受注者ヒアリング状況

『建設現場悩み相談窓口』の設置(関東地方整備局)

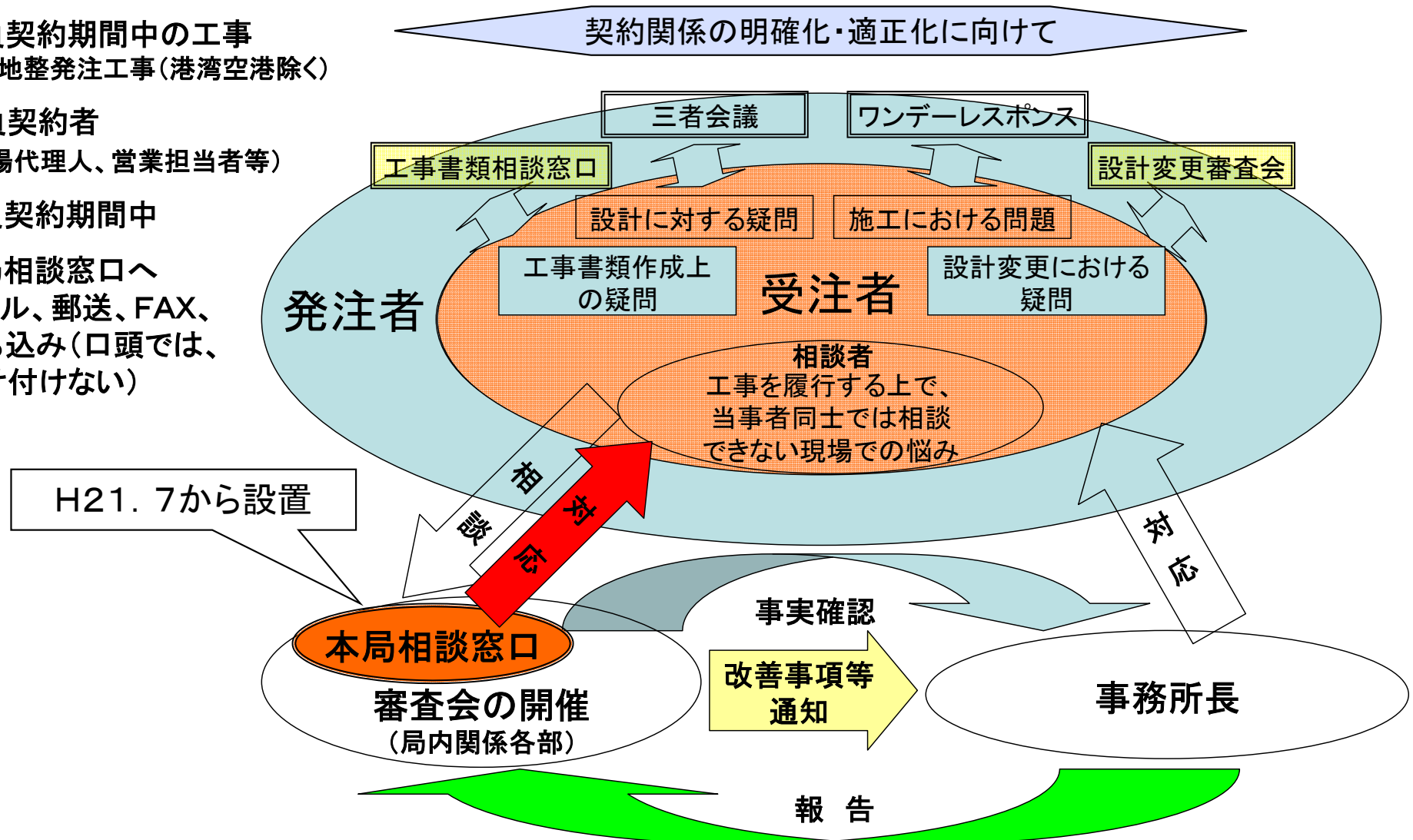
これまで、三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会等を通じ、現場の課題解決に努めてまいりました。
平成21年7月からは、工事を履行する上で、『**請負契約当事者同士では相談できないような現場の悩み**』の相談に応じる『建設現場悩み相談窓口』を本局に設置しています。

対 象: 請負契約期間中の工事
関東地整発注工事(港湾空港除く)

相 談 者: 請負契約者
(現場代理人、営業担当者等)

受付時期: 請負契約期間中

相談方法: 本局相談窓口へ
メール、郵送、FAX、
持ち込み(口頭では、
受け付けない)



※相談窓口:
関東地整企画部 技術管理課に設置